

奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十二号

奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 奈良県地域福祉計画（第六条）

第三章 基本的施策（第七条―第九条）

第四章 その他の措置（第十条―第十二条）

附則

日本の社会保障は、人々の生活の安定を損なうおそれのある課題を想定し、その解決を目的として、現金給付及び福祉サービスその他の現物給付を行うという基本的な方針の下で、量的拡充及び質の向上を実現してきた。

特に、社会福祉の分野では、家族がその構成員を支えることを重視しつつ、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉等の分野ごとの制度が発展し、専門的な支援が提供されるようになった。

しかしながら、近年の人口の減少及び少子高齢化による家族がその構成員を支える関係及び地域住民相互の関係の希薄化等の地域社会の持続性に関する課題の増加並びに雇用形態の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、個人や世帯が生活において抱える課題が多様化し、従来の分野ごとの制度のみでは一人一人に寄り添ったきめ細かな支援が困難な状況が生じている。

このような状況を踏まえ、奈良県では、市町村、関係機関等と連携し、困りごとを抱える人に寄り添い伴走する意識を基盤とし、地域の多様な人的及び物的資源を最大限活用して、困りごとを包括的に受け止め、困りごとを抱える人を支え、人と人及び人と社会のつながりを確保し、誰もが社会の一員として包摂される日本一福祉の進んだ地域を目指すものである。

ここに、地域福祉の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、地域福

社の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民が相互に尊重し合いながら、社会に参加し、支え合う地域福祉（地域における社会福祉をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村等との連携及び協力について明らかにするとともに、地域福祉の推進に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図り、もって県民が相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地域生活課題 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第四条第三項に規定する地域生活課題をいう。
- 二 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び地域福祉の推進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。
- 三 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第三条 地域福祉の推進は、県民及びその世帯が、多様かつ複合的な要因により地域生活課題を抱え、必要とする支援等が多様化していることを踏まえ、県、市町村及び関係機関等がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の緊密な連携の下、当該地域生活課題の把握を積極的に行い、必要な支援等を総合的かつ継続的に行うことにより、県民が地域社会において孤立することなく、互いに理解を深め、協力し、及び共生する地域社会の実現に資するよう行わなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民及びその世帯が抱える地域生活課題に応じて、市町村及び関係機関等と連携し、必要な地域福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市町村及び関係機関等との連携及び協力)

第五条 県は、市町村及び関係機関等が地域福祉に関し重要な役割を有していることに

鑑み、地域福祉の推進に関する施策を実施するに当たっては、それぞれの適切な役割分担を踏まえ、連携し、及び協力するものとする。

- 2 県は、地域福祉の推進に関する施策の実施に必要な情報について、収集及び分析に努めるとともに、市町村及び関係機関等に対して、適切に提供するものとする。

第二章 奈良県地域福祉計画

第六条 知事は、地域福祉の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画を定めるものとする。

第三章 基本的施策

(包括的な支援体制の整備の促進)

第七条 県は、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図るため、次に掲げる体制の整備の促進に必要な施策を講ずるものとする。

- 一 地域生活課題を抱える県民（他の県民及びその世帯の地域生活課題を把握した県民等を含む。）が、市町村及び関係機関等に対し、支援及び協力を求めることができる体制

- 二 市町村及び関係機関等が、相互の有機的な連携の下、地域生活課題の解決に資する支援等を一体的かつ計画的に行う体制

- 三 市町村及び関係機関等が、継続的な支援を必要とする県民及びその世帯に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援等を包括的かつ継続的に行う体制

- 四 県民が、地域社会に参加し、相互に交流を行う機会を確保する体制

- 2 県は、県、市町村及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、前項の施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第八条 県は、市町村及び関係機関等と連携し、地域福祉の推進を継続的に担うことができる人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、情報の提供、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第九条 県は、地域福祉の推進の重要性について、県民等の理解を深め、その協力を得られるよう、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 その他の措置

(市町村地域福祉計画の策定支援)

第十条 県は、市町村が法第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結等)

第十一条 県は、地域福祉に関する施策の効果的な推進を図るため、市町村と協定を締結することができる。

2 県は、前項の規定により締結した協定に基づき市町村が実施する施策について、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、基本理念に基づき地域福祉の推進に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。